明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○医道審議会令の一部を改正する政令（八）　二
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（九）　二
○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一〇）　二
○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令（一一）　二
○領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令（一二）　四
○医療法及び医師法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（一三）　四

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件　四
（法務一一）
○専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程第二条の規定により専修学校の課程を認定した件（文部科学二）　四
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一一七）　五
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（同一一八）　五
○道路に関する件　五
（東北地方整備局一三～一五）

〔人事異動〕

法務省　公安調査庁　環境省　六

〔皇室事項〕

六

〔官庁報告〕

官庁事項　六
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更について　六
（農林水産省）
国家試験　六
平成三十一年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験合格者　六
（公認会計士・監査審査会）

〔公　告〕

諸事項　七
官庁　八
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　八
裁判所　八
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等　八
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　八
地方公共団体　八
教育職員免許状失効関係　八
会社その他　八

本号で公布された法令のあらまし

◇医道審議会令の一部を改正する政令（政令第八号）（厚生労働省）

1　医療法及び医師法の一部を改正する法律第五条の規定による改正後の医師法第一六条の二第五項及び第一六条の三第二項の規定により医道審議会の所掌事務とされた臨床研修の実施に関する基準又は都道府県ごとの臨床研修病院において臨床研修を受ける医師の定員を定める際の審議に係る事務について、医道審議会医師分科会の所掌事務に追加することとした。（第五条第一項関係）

2　この政令は、平成三二年四月一日から施行することとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第九号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成三一年一月二六日から施行することとした。

◇船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一〇号）（国土交通省）

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三〇年法律第六一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三一年四月一日とすることとした。

◇船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令（政令第一一号）（国土交通省）

1　許可の申請者等の使用人

㈠　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）第一〇条第二項第三号（法第一一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四項第二号リ及びル（これらの規定を法第一一条第二項及び第一二条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとすることとした。（第一条関係）

(1)　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2)　(1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定船舶の再資源化解体に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

㈡　法第一三条第四項において準用する法第一〇条第四項第二号リ及びルの政令で定める使用人は、再資源化解体業者の法第一〇条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務に係る法の規定による地位を承継することとなる者の使用人で、㈠に掲げるものの代表者であるものとすることとした。（第一条関係）

2　生活環境の保全を目的とする法律を規定することとした。（第二条関係）

3　法第三〇条第一項の登録を受けた者の登録の有効期間を三年とすることとした。（第三条関係）

4　外国船級協会の事務所等における検査に要する費用は、当該検査のため職員が当該検査に係る事務所等又は事務所等の所在地に出張するに要する旅費の額に相当するものとすることとした。（第四条関係）

5　手数料の納付を要しない独立行政法人

㈠　法第三八条第一項の手数料の納付を要しない独立行政法人を国立研究開発法人水産研究・教育機構及び独立行政法人海技教育機構とすることとした。（第五条第一項関係）

㈡　法第三八条第二項の手数料の納付を要しない独立行政法人を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所とすることとした。（第五条第二項関係）

6　この政令は、一部の規定を除き、法の施行の日から施行することとした。